

北上市告示甲第6号

北上市身体障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱（平成18年北上市告示第115号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第3項</u>の規定に基づく地域生活支援事業として、身体障害者が自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成することにより、就労等の社会参加の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第5項</u>の規定に基づく地域生活支援事業として、身体障害者が自動車運転免許（以下「免許」という。）を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成することにより、就労等の社会参加の促進を図ることを目的とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	